

## 知多市ネーミングライツパートナー募集要項

### 1 目的

知多市では、行財政改革の取組の一つとして、「経営資源の活用」及び「民間との連携強化」の視点から、民間資金を活用して公共施設の持続可能な維持管理を行うとともに、民間の創意工夫による地域活動、社会貢献の場を提供するため、市が所有する施設に愛称（企業名、商品名等）を付けることができる権利（以下「ネーミングライツ」という。）を取得するネーミングライツパートナー（以下「パートナー」という。）を募集します。

### 2 募集概要

#### (1) 対象施設、契約期間及びネーミングライツ料

施設名〔所在地〕	契約期間 ※1	ネーミングライツ料 ※2	
知多市勤労文化会館 〔知多市緑町5-1〕	3年以上5年以下	年額100万円以上	
知多市立中央図書館 〔知多市岡田字宝ノ脇22〕		年額70万円以上	
知多市子ども未来館 〔知多市旭南1-1〕			年額70万円以上
知多市青少年会館 〔知多市八幡字堀切91-1〕			
南浜町横断歩道橋 〔市道北浜金沢線〕		年額10万円以上	

※1 愛称の使用開始日は、市民への周知期間や導入準備に要する期間などを踏まえて両者で協議することとします。

※2 ネーミングライツ料のほか消費税及び地方消費税が別途必要です。

※3 歩道橋を除く上記の施設には、広告付きAEDを導入する場合があります。

#### (2) パートナーのメリット

各施設に共通するパートナーメリットは、以下のとおりです。各施設固有の

メリットは、別記します。

ア 市は、パートナー及び愛称の決定について、プレスリリースするとともに、市広報及び公式ホームページで公表します。

イ 市広報、公式ホームページ等における施設名称の記載は、原則として愛称を使用（条例等に基づく施設名称を併記する場合があります。）します。

ウ パートナーは、施設に愛称を標示することができます。また、自社の管理する広報媒体（ホームページ等）でパートナーであることを掲載することができます。

### (3) 命名の条件等

各施設に共通する命名の条件等は、以下のとおりです。各施設固有の条件等は別記します。

ア 条例等に基づく施設名称は現行のままとします。

イ 愛称は市民や利用者に親しみやすいものとします。

ウ 知多市広告掲載要綱第3条及び知多市広告掲載審査基準第2条に規定する要件を満たすものとします。

### (4) 地域貢献の提案

パートナーとして、当該施設のイメージアップにつながる提案や地域貢献の場として活用する提案を期待しています。

### (5) 費用負担

愛称を標示する費用等の負担区分は次のとおりとします。

内 容	費用負担者
施設内外の案内表示変更等	パートナー
契約期間終了後の原状回復	パートナー

※ 施設のパンフレット、ホームページの表示変更は、施設ごとに協議します。

※ 当該施設の敷地外の屋外広告の表示変更等は、可否を含めて協議します。

### (6) 応募資格

本市のパートナーにふさわしい法人とします。ただし、次の事項に該当し、又は該当する事業等を行う法人は除きます。

ア 本市から指名停止又は指名見合せ措置を受けている者

- イ 国税、都道府県税又は市町村税を滞納している者
- ウ 知多市暴力団排除条例（平成23年知多市条例第16号）第2条第1号の暴力団又は同条第2号の暴力団員及びこれらと密接な関係を有すると認められる者
- エ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に該当するもの又はこれに類似するもの
- オ 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業に係るもの
- カ たばこに係るもの
- キ 競馬、競輪、競艇、小型自動車競争、パチンコその他これらに類するもの
- ク 法令等に定めのない医療に類似する行為に係るもの
- ケ 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続又は会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続中の者
- コ その他ネーミングライツを取得することが適当でないと市が認める者

### 3 募集期間

随時（毎月末締切り）

※ 申込みの受理は、毎月末に当月分を締切り、知多市ネーミングライツパートナー選定委員会による審査を行い、優先交渉権者を選定します。

### 4 応募方法

#### (1) 提出書類

- ア ネーミングライツ取得提案書
  - イ 地域貢献に関する提案書
  - ウ 誓約書
  - エ 法人役員名簿
  - オ 法人の概要
  - カ 登記事項証明書（商業登記簿謄本等）
  - キ 法人税、消費税及び地方消費税、法人都道府県民税及び法人市町村民税の納税証明書（直近事業年度のもの）
- ※ 歩道橋については、愛称の標示イメージを別紙で提出してください。

- ※ カ及びキについては、原本の写しでも構いません。
- ※ カについては、証明年月日が提案書提出時から遡って3か月以内のものとしてください。
- ※ 市の入札参加資格を有している者は、カ及びキを省略することができます。
- ※ 知多市に本社がある場合、キの提出書類のうち知多市税の納税証明書の提出は必要ありません。（市で納税状況の確認を行います。）
- ※ 提出された書類は返却しません。また、情報公開請求があった場合には、知多市情報公開条例に基づき公開することがあります。

## (2) 提出部数

1部

## (3) 提出先

ア 持参の場合 知多市総務部財政課（知多市緑町1番地）

- ※ 受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までです。

イ 郵送の場合 〒478-8601 知多市緑町1番地 知多市総務部財政課

## (4) 質問事項の受付

提案に当たって御質問がある場合は、次のとおり受け付けいたします。

- ・電子メールの場合 [zaisei@city.chita.lg.jp](mailto:zaisei@city.chita.lg.jp)
- ・ファクシミリの場合 0562-32-1010
- ・電話の場合 0562-36-2631（直通）
- ・郵送の場合 〒478-8601 知多市緑町1番地 知多市総務部財政課

## 5 選定方法

市職員で構成する選定委員会において、次の審査基準を基に提案に対する採用の可否、優先交渉権者<sup>※</sup>の決定等について審査及び選定を行います。その後、選定結果を速やかに全ての応募者に通知します。

なお、応募が1者の場合も選定委員会を開催します。

※ 応募者のうち、パートナーとして適格であり、かつ有利な条件で契約を締結することができるものとして、他の応募者に優先して市が契約交渉を行う法人をいいます。

[審査基準]

	評価項目	評価基準	配点
1	愛称、デザインは適切か	・親しみやすいか、分かりやすいか ・施設の管理運営に支障が生じないか	20
2	提案金額（年額×年数）	・提案金額が最高のを1位とし50点を付与。2位以下は、その提案金額を1位の提案金額で除して算出した率を50点に乗じた得点	50
3	ネーミングライツパートナーとして適当か	・当該施設のイメージアップにつながる提案内容となっているか ・地域貢献や支援の計画があるか	30
合計			100

※ 提案金額の得点 = 50点 × 提案金額 / 最高提案金額

(算出例) A者：提案金額500万円（100万円×5年）

応募者の中の最高金額→50点

B者：提案金額400万円（100万円×4年）

…50点 × 400万円 / 500万円 → 40点

(小数点以下切捨て)

※ 応募者が1者であった場合は、合計得点が80点以上であることを優先交渉権者として選定する条件とします。

## 6 契約締結

優先交渉権者と協議を行い、市とパートナーとの間でネーミングライツに関する契約を締結します。

## 7 契約の解除

契約期間中に応募資格要件を失ったとき又は社会的信用を損なう行為等により市若しくは施設のイメージが損なわれるおそれがあるときなど、パートナーとすることが適当でないと思われるときは、市は契約を取り消し、又は解除することがあります。この場合、契約解除に伴う原状回復に必要な費用は、パートナーの負担とします。

## 8 リスク負担

- (1) パートナーが設置した看板等が損傷、汚損等した場合は、パートナーの責任において速やかに復旧するものとします。
- (2) パートナーが設置した看板等により第三者に損害が生じた場合の負担や、施設に付けた愛称が第三者の商標権等の知的財産権を侵害した場合の負担は、パートナーが負うものとします。
- (3) その他、特に定めのないリスクが生じた場合は、市とパートナーが協議し決定します。

## 9 ネーミングライツ料の支払

ネーミングライツ料の支払については、年度ごとに本市が発行する納入通知書により、毎年度4月末までに納付することとします。ただし、契約初年度については、本市が指定する期日までに納付することとします。なお、支払は一括払いとし、分割して支払うことはできません。

また、感染症等により各施設の利用を市が制限する場合も、ネーミングライツ料は減額しません。

別記

## 各施設固有の特記事項

### 【知多市勤労文化会館】

(1) 施設概要等

所在地	知多市緑町5 - 1
敷地面積	14,569.30㎡
建物構造	鉄筋コンクリート（一部鉄骨鉄筋コンクリート）造、 地上3階・地下1階（昭和60年9月竣工）
延床面積	8,997.72㎡
内容	つつじホール（固定席1,001、身障者席4）、 やまももホール（移動席400）、練習室（3室）、リハーサル室、 展示室、会議室（8室）、研修室（2室）、和室（4室）、工芸室、 レストラン、駐車場（209台分）
年間利用者数	約149,000人（令和元年度）

(2) 命名条件

愛称には、「勤労文化会館」及び「ちた（ちた・チタ・知多・CHITAなど）」を入れてください。

(3) パートナーメリット

開催されるイベント等で愛称が使用されます。

### 【知多市立中央図書館】

(1) 施設概要等

所在地	知多市岡田字宝ノ脇22
敷地面積	7,714㎡
建物構造	鉄筋コンクリート造、地上2階・地下1階（昭和55年3月竣工）
延床面積	3,229㎡
内容	一般閲覧室、一般開架室、参考資料室、ブラウジングコーナー、 幼児・児童閲覧室、お話しコーナー、情報コーナー、閉架書庫、 視聴覚学習室、駐車場（89台分）
年間利用者数	約97,000人（令和元年度）
年間貸出冊数	490,000冊（令和元年度）

(2) 命名条件

愛称には、図書館であることが分かる文言（図書館・ライブラリーなど）及び「ちた（ちた・チタ・知多・CHITAなど）」を入れてください。

(3) パートナーメリット

開催されるイベント等で愛称が使用されます。

### 【知多市こども未来館】

(1) 施設概要等

所在地	知多市旭南 1 - 1
敷地面積	3,486.13 m <sup>2</sup>
建物構造	鉄筋コンクリート造 2階建
延床面積	1,689.68 m <sup>2</sup>
内容	ホール、展示室、会議室、和室、工作室(2)、指導員室(2)、幼児工作室、談話コーナー、ふれあいコーナー、事務室
年間利用者数	約87,000人(令和元年度)

(2) 命名条件

愛称には、「こども未来館」を入れてください。

(3) パートナーメリット

開催されるイベント等で愛称が使用されます。

### 【知多市青少年会館】

(1) 施設概要等

所在地	知多市八幡字堀切 9 1 - 1
敷地面積	2,058m <sup>2</sup>
建物構造	鉄筋コンクリート造 2階建
延床面積	822.9m <sup>2</sup>
内容	ホール、会議室3室、練習室、学習室、相談室、交流室、情報・サロン、事務室、湯沸室
年間利用者数	約36,000人(令和元年度)

(2) 命名条件

愛称には、「青少年会館」を入れてください。

(3) パートナーメリット

開催されるイベント等で愛称が使用されます。



## 【横断歩道橋】

### (1) 施設概要等

所在地	南浜町横断歩道橋 知多市南浜町（市道北浜金沢線）
-----	--------------------------

### (2) 命名条件

愛称末尾には、「歩道橋」を入れてください。

### (3) その他

ア 交通標識等と誤認させるようなデザインは不可とします。

イ 表示は、市道北浜金沢線の部分とします。

ウ 標示面積は、既地点標示等を含み5㎡までとします。

エ 文字の大きさは、1文字あたり最大30cm角まで、1行標示とします。

オ 文字の色は落ち着いた色の単色とし、蛍光色、反射性のある色等は不可とします。

カ 愛称の標示及び消去は、パートナーが道路法（昭和27年法律第180号）第24条の承認及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第77条の許可を受けて施行するものとします。

キ 改修工事等により、契約期間の変更が必要な場合は、市とパートナーとの協議によるものとします。